

## 自動車強制競売事件申立てに必要な添付書類・費用等一覧表

名古屋地方裁判所本庁(民事第2部競売係)・管内支部(豊橋・岡崎・一宮)  
令和2年11月6日改訂

管 轄	自動車の登録ファイル(登録事項等証明書)に登録された「 <u>使用の本拠の位置</u> 」を管轄する地方裁判所 ※現に自動車が存在する場所を管轄する裁判所ではありませんので注意してください。	
申立手数料	<b>4000円</b> (収入印紙)	債権者・債務者各1名、債務名義1個につき
登録免許税	<b>必要ありません。</b>	
予 納 金	原則・・・20万円  ※ 目的自動車競売申立裁判所の管轄外に現に所在する場合は、現に所在する場所を管轄する裁判所(執行官)に対し自動車引渡の執行申立てをするために、 <u>別途執行官予納金が必要になる場合があります。</u>	
	<input type="radio"/> 申立書  <input type="radio"/> 執行力のある債務名義の正本, 同送達証明書 <input type="radio"/> 自動車登録事項等証明書★ <input type="radio"/> 自動車登録事項等証明書のコピー (1部)  <input type="radio"/> 商業登記事項証明書(当事者が法人の場合)★ ※ 申立債権者については、代表者事項証明書でも可です。債務者については、履歴事項全部証明書を提出してください。 ※ 債務名義又は自動車登録事項等証明書上の本店所在地・商号等が現在の本店所在地等と異なる場合は、これらの連続性を証明する資料(法人閉鎖登記事項証明書等)も提出してください。  <input type="radio"/> 住民票等(当事者が個人の場合)★ ※ 申立債権者については、債務名義上の住所・氏名と申立書に記載した住所等が同じ場合には、提出は不要です。 ※ 債務名義又は自動車登録事項等証明書上の住所・氏名が現在の住所等と異なる場合は、これらの連続性を証明する資料(従前の住所等の記載のある住民票、住民票の除票、戸籍の附票(当事者のみ記載のもの)等)を提出してください。 ※ 住民票は、 <u>個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの</u> を提出してください。  <input type="radio"/> 意見書(特別売却に関するもの) <input type="radio"/> 現に自動車が存在する場所の現地案内図(住宅地図等) (1部) ★印を付した書類は、最新の発行(申立日から1か月以内)のものを提出してください。	
申立書以外 に必要な目録	<input type="radio"/> 当事者目録 <input type="radio"/> 請求債権目録	1部(印・頁数のないもの) 1部(印・頁数のないもの)
そ の 他	※ 軽自動車や自動車登録ファイルに登録のない自動車は、動産執行の対象となります。動産執行の方法については各裁判所の執行官室にお問い合わせください。 ※ 債務者が所有者として登録されている自動車が対象となります。  ※ 開始決定後、債権者は執行官に対し自動車引渡執行の申立てをしなければなりません。開始決定が発せられた日から1月以内に執行官が自動車を取り上げることができないときは、競売の手続を取り消すこととなります。 ※ 買受可能価格で、差押債権者の債権に優先する公債権等や手続費用に相当した時に差押債権者が配当を受ける見込みがない場合には、差押債権者が所定の期間内に自己が買受けの申出等の手続を取らない限り、競売の手続を取り消すこととなります。 ※ 競売手続が取り消された場合、予納金の残金は還付されますが、それまでに使用した費用は還付できません。  ※ 事案によっては、上記以外の添付書類が必要となります。	